

**大阪府重粒子線治療費利子補給制度について**

**～大阪重粒子線センターで治療を受ける府民の方へ～**

2018年３月、大阪国際がんセンター（大手前地区）の隣接地に、民設民営の重粒子線がん治療施設「大阪重粒子線センター」がオープンしました。

重粒子線治療にあたっては、一部のがん（※）を除き公的医療保険が適用されないため、患者が高額な費用を負担しなければなりません。このため、大阪府では、重粒子線治療を受けようとする府民が、経済的な事情で治療を断念することのないよう、金融機関と連携し、治療開始時に高額な費用の負担を軽減する仕組みをつくりました。

これは、大阪重粒子線センターで治療を受ける府民（その家族等を含む）を対象に、府が連携する金融機関の専用ローンで治療費を借り入れた場合、その利子分を府が補助する仕組みです。

ご希望される方は是非ご利用ください。

（※）公的医療保険の適用となる疾患につきましては、大阪重粒子線センターのホームページをご確認ください。

**制度の概要**

![C:\Users\KishimotoN\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\OKMNAC5F\gatag-00000787[1].jpg]()

**【利子補給の対象者】**

対象者：大阪重粒子線センターで治療を受ける府内在住の患者、

又は、その患者と同一世帯に属する者、又はその患者の親族※１

➣患者については、課税総所得６００万円以下の世帯に属すること

**【利子補給の対象範囲】**

以下の①～④の範囲で、金融機関からの借入金の「利子分」を支給します。

①対象額：重粒子線治療に要する技術料　３５０万円（上限）※２

②返済期間：７年（８４か月）以内

③年利率：６％以内（保証料含む）

④借入先（金融機関）：りそな銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫の各専用ローン※３

※１　親族とは、民法第725条に該当する６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族になります。

※２　公的医療保険の適用を受けない重粒子線治療の技術料に限定し、先進医療特約保険等の給付金は控除します。

※３　各金融機関の連絡先は裏面をご参照ください。

**【制度に関する問合せ先】**

大阪府　健康医療部　健康推進室　健康づくり課

電　話：06-6941-0351（代表）

**詳しい内容は、　大阪府　重粒子　利子補給　　検索**

大阪重粒子線センターの紹介

**【アクセス】**



重粒子線がん治療は、切らずに、痛みもなく、高齢者にもやさしい治療で、従来の放射線治療に比べ正常組織への副作用が少なく、治療回数や日数も少なくすむため、仕事や日常生活を続けながら外来での治療ができます。

**《センターの特徴》**

・大阪初の重粒子線がん治療施設です。

・すべての治療室で最新のスキャニング照射※による治療を行います。

・隣接する大阪国際がんセンターと連携し、総合的ながん治療が可能です。

・大阪の中心に位置しており、通院治療に適しています。

※ピンポイントにがん病巣を狙い撃ちができるため、不要な照射による副作用を抑えることが

できる照射技術

**【大阪重粒子線センターに関する問合せ先】**

（公財）大阪国際がん治療財団

住　所：〒540-0008　大阪市中央区大手前3-1-10

電　話：06-6947-3210

最寄駅：Osaka Metro谷町線・中央線「谷町四丁目駅」徒歩8分

**⇒裏面へつづく**

**申込手続きの流れ（治療決定～利子補給金交付決定までの流れ）**

大阪重粒子線センターで

治療決定しました！

**②**

**④**

![C:\Users\KishimotoN\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\ZBCZXXZJ\gatag-00003817[1].jpg]()

**①**

**③**

**【金融機関へ】**

利用認定通知書を

持って、専用ローンを

申込み

（融資の審査）

**【大阪府へ】**

利用申込書の内容を

審査し、認定します

**『利用認定通知書』**

利用申込

利用認定

融資申込

融資実行

利子補給対象者

（患者等）

**⑧**



**⑤**

**⑥**

**⑦**

**⑨**

**【大阪重粒子線Ｃへ】**

治療費（技術料）の支払い

（治療開始）

**【大阪府へ】**

交付申請書の

内容を審査し、

交付決定します

**『交付決定通知書』**

支払い

交付決定

交付申請

■大阪府からの利子補給金は、原則として利子補給対象者が１月～12月までに金融機関に返済した利子分を翌年２月末までに大阪府へ請求していただき、大阪府から利子補給対象者に３月末までに支給します。

・詳細の手続き及び申請様式等は大阪府のホームページをご確認ください。

・ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

**専用ローンの取扱金融機関**

**りそな銀行　大阪公務部**

電話：06-6268-1960　（受付時間：9:00～17:00、土日祝除く）

ＵＲＬ：www.resonabank.co.jp

**池田泉州銀行**

電話：0120-041892　　（フリーダイヤル）（受付時間：9:00～17:00、土日祝除く）

URL：http://www.sihd-bk.jp

**大阪信用金庫　業務部**

電話：0120-880-568　　（フリーダイヤル）（受付時間：9:00～17:00、土日祝除く）

ＵＲＬ：http://www.osaka-shinkin.co.jp

※金融機関ごとに貸付条件が異なります。融資にあたっては、各金融機関での審査が必要です。

**【申請先・問合せ先】**

**大阪府　健康医療部　健康推進室　健康づくり課**

住所：〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目

電話：０６－６９４１－０３５１（代表）

ＵＲＬ：https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/jyuuryuushi/index.html